

## 令和7年草加市議会議会運営委員会要点記録（第22回）

◆開会年月日 令和7年12月3日（水曜日）  
◆開催の場所 第3委員会室  
◆出席委員 佐藤利器 委員長 木村忠義 員  
堀込彰二 副委員長 矢部正平 員  
森 覚 委員 佐藤憲和 員  
中島綾菜 委員 白石孝雄 員  
平山杏香 委員 関 一幸 員  
◆欠席委員 なし

---

◆協議事項 検討事項について  
12月定例会の運営について

---

◆議事内容

午前10時00分開会

### 検討事項について

#### 1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について

11月10日の議会運営委員会で決定したとおり、検討事項「議会改革について」反問権の導入について、反問権の範囲（反問の性質）について各会派に持ち帰った結果の報告を受けた上で、ご協議いただきたい。

## 【各会派の意見】

項目	草加自民党・無所属の会	SOKA新政	公明党	市民共同	立憲民主党
(1)反問権の範囲（反問の性質） 【逆質問】 ①質問の背景・根拠について問うもの ②質問者の考え方について問うもの ③質問者へ代替案の提示について問うもの 【質問題旨確認】 ④質問の趣旨や内容の確認を行うもの	①～④	①～④	④	①～④	④
(2)反問権を付与（行使）する対象（会議） ①議案質疑 ②一般質問 ③代表質問 ④議員・委員会提出の議案等 ⑤市長報告等 ⑥委員会の質疑・質問 ⑦その他	①～③	①、② ③は他会派の意見を聞きたい。	②	①～⑥	①～⑥
(3)反問権を行使できる者 ①市長 ②副市長 ③教育長 ④議員 ⑤部課長等 ⑥代表監査委員、選管委員長 ⑦参考人等	【逆質問】 ①～③ 【質問題旨確認】 ①～⑦	①～③ ※その他はまだ決まっていない。	①～③、 ⑤～⑦	①～⑦	①～⑦
(4)質問時間の扱い（反問権の行使により発生した時間の取り扱い） ①質問時間に含まない ②質問時間に含む	②	①	まとまるところで。	①	①
(5)反問形式 ①一問一答方式 ②その他	①	①	①	①	①
(6)反問する場所 ①反問権の行使の許可を得た場所 例：議案質疑・一般質問の場合 【逆質問】 答弁1回目は答弁席 2回目以降は自席 【質問題旨確認】自席 ②その他	まとまるところで。	流れとしてスマーズな場所。	まとまるところで。	①	①
(7)反問権の付与（行使）に関する根拠を規定する形式 ①議会運営に関する申し合わせ事項 ②その他	まとまるところで。	議会改革特別委員会で検討事項となっている議会基本条例の協議次第。	①	①	①

- ※（各会派からの報告を受けた後）「全会派、意見に変更がなかった。質問趣旨確認は全会派の意見が一致しているので、まずは質問趣旨確認を導入し、逆質問は今後検討するということでどうか。」<佐藤利器委員長>
- ※「会派に持ち帰らせていただく。」<矢部委員>
- ※「現状、質問趣旨確認は全会派の意見が一致しているので、導入するのであれば質問趣旨確認のみとなるが、質問趣旨確認だけならば、反問権ではないように思うので、議会運営委員会で申し合わせればよい。全会派の意見がまとまらないのであれば、検討事項「議会改革について」反問権の導入については、協議自体終了でよい。」<関委員>
- ※「関委員の意見に近いが、質問趣旨確認は、本会議を休憩して質問の趣旨を確認するのか、議場で質問の趣旨を確認するかの違いであり反問権ではない。これで議会運営委員会として、質問趣旨確認のみを導入する結論が出ると、以降、委員からの提案や状況が変わらない限りは、逆質問の導入を検討することはなくなってしまう。質問趣旨確認のみとしている会派の理由を伺いたい。」<佐藤憲和委員>
- ※「まずは、質問趣旨確認から導入して、段階的に逆質問も導入していくべきのではないかという意見が会派の中であったため。」<森委員>
- ※「まずは、質問趣旨確認から導入して、段階的に進めたいと考えているため。」<中島委員>
- ※「段階的にということであれば、逆質問と質問趣旨確認を導入する前提で、例えば、期間を決めて、まずは質問趣旨確認を導入し、その後に逆質問を導入して、問題があればやめる等であればまだ分かるが、そうではなく、質問趣旨確認のみを導入することであれば、意味はないのではないか。」<佐藤憲和委員>
- ※「佐藤憲和委員の意見についてどうか。」<佐藤利器委員長>
- ※「会派に持ち帰らせていただく。」<森委員>
- ※「会派に持ち帰らせていただく。」<中島委員>
- ※「会派に持ち帰らせていただく。」<矢部委員>
- ※「会派に持ち帰らずに、質問趣旨確認のみを導入することでよいのではないか。」<関委員>
- ※「各会派に持ち帰るという意見があったので、質問趣旨確認のみを導入するのか、逆質問と質問趣旨確認を導入し、段階的に進めていくのか各会派持ち帰りということでよいか。」<佐藤利器委員長>
- ※「それでよい。」<全委員>
- **反問権の範囲（反問の性質）について、質問趣旨確認のみを導入するのか、逆質問と質問趣旨確認を導入し、段階的に進めていくのか各会派に持ち帰り、検討することを決定**

## 2 検討事項「委員長報告に対する質疑について」

1 1月10日の議会運営委員会で決定したとおり、検討事項「委員長報告に対する質疑について」（発議：矢部委員）、今後の検討の進め方について各会派に持ち帰った結果の報告を受けた上で、ご協議いただきたい。

【各会派の意見】

項目	質疑時間及び回数に関する制限	質疑内容に関する制限
現状	規定なし	規定なし
草加自民党・無所属の会	・質疑時間及び回数を決めたほうがよい。	・委員会として結論が出ている事項に対して質疑をするべきではないか。
SOKA新政	・委員長報告に対する質疑のみを検討するのではなく、回数・時間などの制限が決まっていない質疑・質問全体を検討すべきではないか。 ・現状のままでよいという意見と委員長報告に対する質疑を行うのであれば、回数・時間の制限を設けた方がよいという意見が出た。	・現状のままでよい。
公明党	・時間は決めたほうがよいという意見があった。	・まとまるところで。
市民共同	・委員長報告に対する質疑のみを検討するのではなく、委員長報告に対する質疑も含め、回数・時間などの制限が決まっていない質疑・質問全体を検討すべきではないか。	・質疑を行う権利はあると思うので、それ自体は悪いことではない。 ・議員個人のモラルの問題なので、議会運営委員会で協議する問題ではないのではないか。
立憲民主党	・質疑時間については決めてよい。	・質疑を行う権利はあるのでそれ自体は問題ない。

※（質問内容に関する制限について各会派の意見を確認後）「各会派で検討した結果、質疑内容に関する制限については、公明党はまとまるところで、その他の会派は意見に変更がなかった。会派の意見がまとまらないので、現状のままでよいか。」<佐藤利器委員長>

※「それでよい。」<全委員>

→ 質疑内容に関する制限については、行わないことを決定

※「質疑時間及び回数に関する制限について、提案会派である草加自民党・無所属の会から時間や回数の案はあるか。」<佐藤利器委員長>

※「会派として意見がまとまっていない。」<矢部委員、白石委員>

※「まとまらないのであれば質疑内容と同様に制限は行わないこととするか、今定例会は質疑回数を3回とし、今後検討していけばよいのではないか。」<関委員>

※「今定例会のみ回数制限を設けることでよい。」<森委員>

※「懲罰動議等の動議や処分要求の質疑は議員の進退に関わるので、最低でも一般質問と同等である必要があると思う。参考人・公述人の意見に対する質疑は、第三者の意見をもらうので、相手方に配慮して一定の制限を設けてもよい。市長報告、委員長報告や監査報告等の採決行為ではない、報告を受けたものに対する質疑は、一定の考え方が必要であると思う。決めるのであれば一般質問を基本とし、決めていけばよいのではないか。」<佐藤憲和委員>

※「今は委員長報告に対する質疑のみを議題としている。」<佐藤利器委員長>

※「委員長報告に対する質疑だけを決めるのはどうかと思うが、委員長報告に対する質疑だけであれば、通告が出たらその都度協議していけばよいのではないか。」<佐藤憲和委員>

※「委員長報告に対する質疑だけであれば、通告が出たらその都度協議していけばよい。」<中島委員>

※「関委員から、今定例会は委員長報告に対する質疑回数を3回までとするという案が出たがいかがか。」<佐藤利器委員長>

※「それでよい。」<全委員>

※「質疑時間は制限せず、質疑回数を3回までにするということでおいか。」<武田事務局長>

※「それでよい。」<全委員>

→ 質疑時間及び回数に関する制限については、今定例会は、質疑時間は制限せず、質疑回数を3回までとすることを決定

## 12月定例会の運営について

### 1 閉会中の特定事件の常任委員長報告について

福祉子ども委員長から10月27日の委員会で特定事件「重層的支援体制整備事業について」の調査を終了した旨の申し出があった。

よって、閉会中の特定事件を議題とし、常任委員長報告を行うもの。

上程時期は、諸報告終了後。

#### → 諸報告終了後に常任委員長報告を行うことを決定

常任委員長報告に対する質疑は、先例により行う。

#### → 質疑を行うことを決定

なお、質疑通告は、常任委員長報告終了後に休憩し、受け付ける。 → 了解

質疑時間・回数等は、検討事項「委員長報告に対する質疑について」の検討結果のとおり。

#### → 質疑時間は制限せず、質疑回数は3回までとすることを決定

(「続行」の声があれば、議事を流す。)

### 2 市長提出議案について

・議案 24件 報告 1件 → 了解

### 3 請願・陳情について

・請願 なし 陳情 3件 → 了解

なお、陳情第6号は、参考資料として別途資料が添付されているが、資料については議会事務局に保管している。 → 了解

### 4 議案の委員会付託について

・総務文教 議案 6件

・福祉子ども 議案 10件

・建設環境 議案 9件

付託案件については、別紙委員会付託表のとおり

#### → 別紙委員会付託表のとおり付託することを決定

なお、人事案件（人権擁護委員1件）については、「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、委員会付託を省略する。

#### → 省略することを決定

### 5 議案質疑通告者、一般質問通告者及び所管事務の質問通告者について

・議案質疑 3名 一般質問 18名 所管事務 なし → 了解

発言通告については、別紙発言通告書一覧表のとおり

#### → 別紙発言通告書一覧表のとおりとすることを決定

## 6 説明員について

平野議員の一般質問に対する答弁のため、平野議員の一般質問を行う日に会計管理者が本会議に出席する。（12月16日（火）の予定） → 了解

なお、開会日の諸報告において配付する説明員一覧表には、あらかじめ会計管理者を記載しておく。 → 了解

## 7 会期について

令和6年12月4日の議会運営委員会で内定しているとおり、会期は12月22日までの19日間といたしたい。

なお、発言者日程表のとおり、一般質問通告者の人数及び時間を勘案し、12月18日（木）は休会となる。

会期表（案）は別紙のとおり。

→ 12月22日までの19日間とすることを決定

## 8 開会日の議事日程について

- ・別紙議事日程のとおり → 別紙のとおりとすることを決定  
(※休憩箇所の確認) → 了解

## 9 その他

### （1）意見書等（議員提出議案）について

「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、意見書等の原案の提出締め切りは12月11日（木）常任委員会開催日3日目、成文の提出締め切りは12月18日（木）一般質問終了予定日の正午までとなっている。 → 了解

### （2）定例会の開会日について

令和8年の定例会について開会日を内定してもらえるよう、正・副議長において市長に申し入れを行ったところ、11月27日にLINEWORKSでお知らせしているとおり、市長から次のとおり回答をいただいた。

- ・令和8年2月定例会：2月18日（水）
- ・令和8年6月定例会：6月 4日（木）
- ・令和8年9月定例会：8月27日（木）

開会日が内定したことから、これらの定例会の会期については、既にお知らせしているとおり、別表のとおりといたしたい。

また、3月13日（金）は一般質問3日目となるが、当日は市立中学校の卒業式が行われることから、令和6年12月23日の各会派交渉会で決定されたとおり、本会議の開議時刻を午後2時からといたしたい。

※「令和8年10月に改選となるが、選挙予定日は把握しているか。」

<関委員>

※「選挙予定日は、令和8年2月頃に開催される選挙管理委員会で決定すると聞いています。10月の第2週は、3連休であるため、第1週か第3週の日曜日に実施されるのではないかと考えている。」<武田事務局長>

※「このところ、常任委員会予備日及び一般質問の4日目は休会となることが

多いため、常任委員会予備日（9月10日（木））と一般質問4日目（9月16日（水））を削り、閉会日を2日前倒しにしてはどうか。」<関委員>

※「全委員がよければ問題ない。」<武田事務局長>

※「関委員から閉会日を2日前倒しにする案が出たが、それでよいか。」

<佐藤利器委員長>

※「それでよい。」<全委員>

※「別表を修正して、差し替えさせていただく。」<武田事務局長>

→ 3月13日（金）は、開議時刻を午後2時からとすることを決定

→ 令和8年の各定例会の会期は、9月定例会は、常任委員会予備日（9月10日（木））と一般質問4日目（9月16日（水））を削り、閉会日を2日前倒しする日程に修正した上で、別表のとおりとすることを決定

午前10時44分閉会

---

◆配付資料

- ・ 議会運営委員会協議事項
- ・ 陳情一覧表
- ・ 議案の委員会付託表
- ・ 議案質疑・一般質問発言通告書一覧表
- ・ 議案質疑・一般質問発言者日程表
- ・ 会期表（案）
- ・ 議事日程
- ・ 令和8年の定例会の会期（案）

# 議会運営委員会協議事項

令和 7 年 1 月 3 日 (水)  
午前 10 時 第 3 委員会室

## 検討事項について

### 1 検討事項「議会改革について」反問権の導入について

1 月 10 日の議会運営委員会で決定したとおり、検討事項「議会改革について」反問権の導入について、反問権の範囲（反問の性質）について各会派に持ち帰った結果の報告を受けた上で、ご協議いただきたい。

【令和7年11月10日時点での各会派の意見】

項目	草加自民党・無所属の会	SOKA新政	公明党	市民共同	立憲民主党
(1)反問権の範囲（反問の性質） 【逆質問】 ①質問の背景・根拠について問うもの ②質問者の考え方について問うもの ③質問者へ代替案の提示について問うもの 【質問題旨確認】 ④質問の趣旨や内容の確認を行うもの	①～④	①～④	④	①～④	④
(2)反問権を付与（行使）する対象（会議） ①議案質疑 ②一般質問 ③代表質問 ④議員・委員会提出の議案等 ⑤市長報告等 ⑥委員会の質疑・質問 ⑦その他	①～③	①、② ③は他会派の意見を聞きた い。	②	①～⑥	①～⑥
(3)反問権を行使できる者 ①市長 ②副市長 ③教育長 ④議員 ⑤部課長等 ⑥代表監査委員、選管委員長 ⑦参考人等	【逆質問】 ①～③ 【質問題旨確認】 ①～⑦	①～③ ※その他はま だ決まってい ない。	①～③、 ⑤～⑦	①～⑦	①～⑦
(4)質問時間の扱い（反問権の行使により発生した時間の取り扱い） ①質問時間に含まない ②質問時間に含む	②	①	まとまるとこ ろで。	①	①
(5)反問形式 ①一問一答方式 ②その他	①	①	①	①	①
(6)反問する場所 ①反問権の行使の許可を得た場所 例：議案質疑・一般質問の場合 【逆質問】 答弁1回目は答弁席 2回目以降は自席 【質問題旨確認】自席 ②その他	まとまるとこ ろで。	流れとしてス ムーズな場 所。	まとまるとこ ろで。	①	①
(7)反問権の付与（行使）に関する根拠を規定する形式 ①議会運営に関する申し合わせ事項 ②その他	まとまるとこ ろで。	議会改革特別委員会で検討事項となっ ている議会基本条例の協議次第。	①	①	①

## **2 検討事項「委員長報告に対する質疑について」**

11月10日の議会運営委員会で決定したとおり、検討事項「委員長報告に対する質疑について」（発議：矢部委員）、今後の検討の進め方について各会派に持ち帰った結果の報告を受けた上で、ご協議いただきたい。

【令和7年11月10日時点での各会派の意見】

項目	質疑時間及び回数に関する制限	質疑内容に関する制限
現状	規定なし	規定なし
草加自民党・無所属の会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質疑時間及び回数を決めたほうがよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員会として結論が出ている事項に対して質疑をするべきではないか。</li> </ul>
SOKA新政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長報告に対する質疑のみを検討するのではなく、回数・時間などの制限が決まっていない質疑・質問全体を検討すべきではないか。</li> <li>・現状のままでよいという意見と委員長報告に対する質疑を行うのであれば、回数・時間の制限を設けた方がよいという意見が出た。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状のままでよい。</li> </ul>
公明党	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間は決めたほうがよいという意見があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見が出ていない。</li> </ul>
市民共同	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長報告に対する質疑のみを検討するのではなく、委員長報告に対する質疑も含め、回数・時間などの制限が決まっていない質疑・質問全体を検討すべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質疑を行う権利はあると思うので、それ自体は悪いことはない。</li> <li>・議員個人のモラルの問題などで、議会運営委員会で協議する問題ではないのではないか。</li> </ul>
立憲民主党	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質疑時間については決めてもよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質疑を行う権利はあるのでそれ自体は問題ない。</li> </ul>

## 12月定例会の運営について

### 1 閉会中の特定事件の常任委員長報告について

福祉子ども委員長から10月27日の委員会で特定事件「重層的支援体制整備事業について」の調査を終了した旨の申し出があった。

よって、閉会中の特定事件を議題とし、常任委員長報告を行うもの。

上程時期は、諸報告終了後。

常任委員長報告に対する質疑は、先例により行う。

なお、質疑通告は、常任委員長報告終了後に休憩し、受け付ける。

質疑時間・回数等は、検討事項「委員長報告に対する質疑について」の検討結果のとおり。

（「続行」の声があれば、議事を流す。）

### 2 市長提出議案について

- ・議案 24件（補正予算 9件、条例 10件、指定管理者 2件、市道廃止認定 2件、人事 1件）
- ・報告 1件（専決処分 1件）

### 3 請願・陳情について

- ・請願 なし
- ・陳情 3件（別紙一覧表のとおり）

なお、陳情第6号は、参考資料として別途資料が添付されているが、資料については議会事務局に保管している。

### 4 議案の委員会付託について

- ・総務文教 議案 6件
- ・福祉子ども 議案 10件
- ・建設環境 議案 9件

付託案件については、別紙委員会付託表のとおり

なお、人事案件（人権擁護委員1件）については、「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、委員会付託を省略する。

### 5 議案質疑通告者、一般質問通告者及び所管事務の質問通告者について

- ・議案質疑 3名 140分（2時間20分）
- ・一般質問 18名 920分（15時間20分）
- ・所管事務 なし

発言通告については、別紙発言通告書一覧表のとおり

## **6 説明員について**

平野議員の一般質問に対する答弁のため、平野議員の一般質問を行う日に会計管理者が本会議に出席する。（12月16日（火）の予定）

なお、開会日の諸報告において配付する説明員一覧表には、あらかじめ会計管理者を記載しておく。

## **7 会期について**

令和6年12月4日の議会運営委員会で内定しているとおり、会期は12月2日までの19日間といたしたい。

なお、発言者日程表のとおり、一般質問通告者の人数及び時間を勘案し、12月18日（木）は休会となる。

会期表（案）は別紙のとおり。

## **8 開会日の議事日程について**

- ・別紙議事日程のとおり（※休憩箇所の確認）

## **9 その他**

### **(1) 意見書等（議員提出議案）について**

「議会運営に関する申し合わせ事項」の規定により、意見書等の原案の提出締め切りは12月11日（木）常任委員会開催日3日目、成文の提出締め切りは12月18日（木）一般質問終了予定日の正午までとなっている。

### **(2) 定例会の開会日について**

令和8年の定例会について開会日を内定してもらえるよう、正・副議長において市長に申し入れを行ったところ、11月27日にLINEWORKSでお知らせしているとおり、市長から次のとおり回答をいただいた。

- ・令和8年2月定例会：2月18日（水）
- ・令和8年6月定例会：6月 4日（木）
- ・令和8年9月定例会：8月27日（木）

開会日が内定したことから、これらの定例会の会期については、既にお知らせしているとおり、別表のとおりといたしたい。

また、3月13日（金）は一般質問3日目となるが、当日は市立中学校の卒業式が行われることから、令和6年12月23日の各会派交渉会で決定されたとおり、本会議の開議時刻を午後2時からといたしたい。

令和7年草加市議会12月定例会

陳情一覧表

陳情番号	件名
陳情第 6号	mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情書
陳情第 7号	陳情書（1. 役所で保有している公的な資料・インフラ情報等をデジタル化し、ホームページ上での公開の件＜継続案件＞、2. 地下鉄8号線誘致活動のさらなる推進の件＜継続案件＞、3. 空き家対策（空き家除去補助金制度等の新設）の件＜継続案件＞、4. 固定資産証明等交付申請書の件＜新規案件＞、5. 開発行為の「土地の形の変更」に係る基準の見直しに関する件＜新規案件＞、【県下統一陳情】1. 「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン」に基づく所有者了解取付に関する件、2. 空き家を買取再販した物件の購入者に対する助成措置に関する件）
陳情第 8号	令和8年度市内商工業の振興に関する陳情書

令和7年草加市議会12月定例会

議案の委員会付託表

委員会名	付 託 件 名	
総務文教 委員会	<p>第 82号議案 令和7年度草加市一般会計補正予算（第7号）第1条歳入全款、歳出中、市長室、総合政策部、総務部、自治文化部、議会事務局、教育委員会及び監査委員事務局に係る部分、第3条債務負担行為の補正中、自治文化部及び教育委員会に係る部分</p> <p>第 91号議案 草加市の選挙公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>第 92号議案 市長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>第 93号議案 実費弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>第 94号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について</p> <p>第 95号議案 草加市職員の旅費に関する条例の制定について</p>	
福祉子ども 委員会	<p>第 82号議案 令和7年度草加市一般会計補正予算（第7号）第1条歳出中、福祉部、健康推進部及びこども未来部に係る部分、第3条債務負担行為の補正中、福祉部及びこども未来部に係る部分</p> <p>第 85号議案 令和7年度草加市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）</p> <p>第 86号議案 令和7年度草加市介護保険特別会計補正予算（第2号）</p> <p>第 87号議案 令和7年度草加市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）</p> <p>第 89号議案 令和7年度草加市立病院事業会計補正予算（第2号）</p> <p>第 96号議案 草加市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>第 97号議案 草加市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について</p> <p>第 98号議案 草加市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について</p> <p>第101号議案 指定管理者の指定について</p>	

委員会名	付 託 件 名	
	第 1 0 2 号議案 指定管理者の指定について	
建設環境 委 員 会	<p>第 8 2 号議案 令和 7 年度草加市一般会計補正予算（第 7 号）第 1 条 歳出中、市民生活部、都市整備部及び建設部に係る部分、第 2 条 繰越明許費、第 3 条 債務負担行為の補正中、市民生活部及び建設部に係る部分</p> <p>第 8 3 号議案 令和 7 年度草加都市計画新田西部土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）</p> <p>第 8 4 号議案 令和 7 年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>第 8 8 号議案 令和 7 年度草加市水道事業会計補正予算（第 1 号）</p> <p>第 9 0 号議案 令和 7 年度草加市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）</p> <p>第 9 9 号議案 草加市ペット霊園等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>第 1 0 0 号議案 草加市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>第 1 0 3 号議案 市道路線の廃止について</p> <p>第 1 0 4 号議案 市道路線の認定について</p>	

令和7年草加市議会12月定例会

議案質疑発言通告書一覧表

順位	発言者及び時間	発 言 の 要 旨	メ モ
1	20番 佐藤 憲和 議員 40分	1 第89号議案について ア、内容について	
2	6番 平野 厚子 議員 80分	1 第82号議案 令和7年度草加市一般会計補正予算（第7号） ア、内容について 2 第89号議案 令和7年度草加市立病院事業会計補正予算（第2号） ア、内容について 3 第84号議案 令和7年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第1号） ア、内容について 4 第86号議案 令和7年度草加市介護保険特別会計補正予算（第2号） ア、内容について 5 第92号議案 市長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について ア、内容について 6 第97号議案 草加市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び第98号議案 草加市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について ア、内容について 7 第101号議案 指定管理者の指定について 及び第102号議案 指定管理者の指定について ア、内容について	
3	14番 矢部 正平 議員 20分	1 第97号議案及び第98号議案について ア、内容について	

令和7年草加市議会12月定例会

一般質問発言通告書一覧表

順位	発言者及び時間	発 言 の 要 旨	メ モ
1	20番 佐藤 憲和 議員 80分	1 財政及び予算編成について 2 児童クラブについて 3 教職員体制及び働き方について 4 小・中学校給食の配膳室等について 5 小・中学校の水泳授業について	
2	11番 広田 丈夫 議員 25分	1 葛西用水路のホテイアオイについて	
3	17番 並木 正成 議員 40分	1 小・中学校の卒業アルバムに関する事柄について 2 保育園に関する事柄について	
4	7番 川崎 久範 議員 45分	1 財政運営について	
5	13番 木村 忠義 議員 50分	1 つながり共創について 2 カスタマーハラスメントについて	
6	21番 斎藤 雄二 議員 80分	1 辰井川排水機場南側の街灯について 2 高齢者及び障がい者の災害時の避難について 3 子ども食堂の支援について 4 県道の整備について 5 公共施設等総合管理計画について 6 市長の政治姿勢について	

順位	発言者及び時間	発 言 の 要 旨	メ モ
7	2番 森 覚 議員 40分	1 睡眠教育に関する事柄について 2 関係人口に関する事柄について	
8	3番 藤原 みどり議員 30分	1 高年者施策に関する事柄について	
9	1番 堀込 彰二 議員 60分	1 重層的支援体制に関する事柄について 2 アコス及び市役所地下駐車場に関する事柄について 3 避難所に関する事柄について 4 空き家及びごみ屋敷に関する事柄について	
10	12番 石川 祐一 議員 30分	1 暑さ対策及び熱中症対策に関する事柄について ア、熱中症対策について イ、日よけの設置について ウ、子どもの通学時の暑さ対策について エ、学校の校庭の芝生化について	
11	18番 吉岡 健 議員 30分	1 谷塚西部地域における公園整備について	
12	8番 平山 杏香 議員 50分	1 そとか公園ドッグランについて 2 外国人だけが使える補助制度について	
13	16番 田川 浩司 議員 50分	1 公共施設包括管理業務委託について 2 教育行政について ア、少子化の影響について イ、部活動の地域移行について	

順位	発言者及び時間	発 言 の 要 旨	メ モ
		ウ、「草加っ子」の育成について エ、学校、保護者、地域の連携について オ、学校施設の老朽化について	
1 4	27番 関 一幸 議員 30分	1 学校施設に関する事柄について	
1 5	6番 平野 厚子 議員 80分	1 不当要求・カスタマーハラスメント対策について 2 財政と会計について 3 市長の政治姿勢について	
1 6	14番 矢部 正平 議員 80分	1 保育に関する事柄について 2 共同親権に関する事柄について 3 解体工事に関する事柄について 4 市長の政治姿勢について	
1 7	4番 中島 綾菜 議員 40分	1 いじめについて	
1 8	15番 田中 宣光 議員 80分	1 市立病院に関することについて 2 財政に関することについて ア、広報「そうか」について イ、クラウドファンディング型ふるさと納税及び企業版ふるさと納税について ウ、草加市の財政について	

発言者日程表

令和7年 12月定例会	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日
	12/4 (木)	12/5 (金)	12/6 (土)	12/7 (日)	12/8 (月)	12/9 (火)	12/10 (水)	12/11 (木)	12/12 (金)	12/13 (土)	12/14 (日)	12/15 (月)	12/16 (火)	12/17 (水)	12/18 (木)	12/19 (金)	12/20 (土)	12/21 (日)	12/22 (月)
	開会日	議案調査日	休会	休会	議案質疑	総務文教委員会	福祉子ども委員会	建設環境委員会	常任委員会予備日	休会	休会	一般質問	一般質問	一般質問	休会	休会	休会	休会	最終日
議案質疑	1 佐藤憲和 <b>140分</b> (2時間20分)	議員				40													
一般質問	1 佐藤憲和 <b>920分</b> (15時間20分)	議員				80						80							
	2 広田丈夫 3 並木正成 4 川崎久範 5 木村忠義 6 斎藤雄二 7 森覚	議員				20						25							
	8 藤原みどり 9 堀込彰二 10 石川祐一 11 吉岡健 12 平山杏香 13 田川浩司 14 関一幸 15 平野厚子	議員										40							
	16 矢部正平 17 中島綾菜 18 田中宣光	議員										45							
												50							
												50							
												80							
												40							
												30							
												60							
												30							
												30							
												50							
												50							
												30							
												80							
												40							
												80							

## 令和7年草加市議会12月定例会会期表（案）

12月4日（木）～12月22日（月）

（19日間）

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	摘 要
第 1 日	12月 4日	木	午前10時	<input type="radio"/> 開 会 <input type="radio"/> 開 議 <input type="radio"/> 会議録署名議員の指名 <input type="radio"/> 会期の決定 <input type="radio"/> 諸 報 告 <input type="radio"/> 閉会中の特定事件の上程 <input type="radio"/> 常任委員長報告 ※ 福祉子ども委員長報告 <input type="radio"/> 常任委員長報告に対する質疑 <input type="radio"/> 市長提出議案の報告及び上程 <input type="radio"/> 市長提出議案の説明
第 2 日	12月 5日	金		議案調査日
第 3 日	12月 6日	(土)		休 会
第 4 日	12月 7日	(日)		休 会
第 5 日	12月 8日	月	午前10時	<input type="radio"/> 市長提出議案に対する質疑 <input type="radio"/> 委員会付託省略（第105号議案） <input type="radio"/> 議案の各常任委員会付託
第 6 日	12月 9日	火	午前10時	● 総務文教委員会
第 7 日	12月10日	水	午前10時	● 福祉子ども委員会
第 8 日	12月11日	木	午前10時	● 建設環境委員会
第 9 日	12月12日	金	午前10時	● 各常任委員会（予備日）
第10日	12月13日	(土)		休 会
第11日	12月14日	(日)		休 会
第12日	12月15日	月	午前10時	○ 市政に対する一般質問
第13日	12月16日	火	午前10時	○ 市政に対する一般質問
第14日	12月17日	水	午前10時	○ 市政に対する一般質問
第15日	12月18日	木		休 会
第16日	12月19日	金		休 会
第17日	12月20日	(土)		休 会
第18日	12月21日	(日)		休 会
第19日	12月22日	月	午前10時	<input type="radio"/> 議案の上程 <input type="radio"/> 各常任委員長報告 ※ 総務文教委員長報告 ※ 福祉子ども委員長報告 ※ 建設環境委員長報告 <input type="radio"/> 各常任委員長報告に対する質疑 <input type="radio"/> 討 論 <input type="radio"/> 採 決 <input type="radio"/> 閉 会

令和 7 年草加市議会 12 月定例会  
議事日程（第 1 日）

令和 7 年 12 月 4 日（木曜日）  
午前 10 時 開会

- 1 開会
- 2 開議
- 3 市長あいさつ
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 諸報告
  - (1) 地方自治法第 121 条第 1 項の規定による説明員の報告
  - (2) 例月出納検査結果の報告
- 7 閉会中の特定事件の上程
- 8 常任委員長報告
- △ 福祉子ども委員長報告————（質疑通告受付）
- 9 常任委員長報告に対する質疑
- 10 市長提出議案の報告及び上程
- 11 市長提出議案の説明
- 12 次会日程報告
- 13 散会

# 令和8年の会期日程（案）

## 令和8年2月定例会

2月												3月																			
18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18			
水	木	金	土	日	月・祝	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水			
開 会	議 案 調 査 日	休 会	休 会	休 会	休 会	代 表 質 問	代 表 質 問	一般 会 計 予 算 特 別 委 員 会	一般 会 計 予 算 特 別 委 員 会	休 会	休 会	一般 会 計 予 算 特 別 委 員 会	一般 会 計 予 算 特 別 委 員 会	議 案 質 疑	常 任 委 員 会 (総務)	常 任 委 員 会 (福祉)	休 会	休 会	休 会	休 会	常 任 委 員 会 (建設)	P A M 常 任 委 員 会 (予備)	一 般 質 問	閉 会							

※午後2時開議

## 令和8年6月定例会

6月																										
4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	
開 会	議 案 調 査 日	休 会	休 会	休 会	議 案 質 疑	常 任 委 員 会 (福祉)	常 任 委 員 会 (建設)	常 任 委 員 会 (予備)	休 会	休 会	休 会	一般 質 問	一般 質 問	一般 質 問	一般 質 問	休 会	閉 会	閉 会								

## 令和8年9月定例会

8月				9月																				27	28	29	30
27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	27	28	29	30	
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
開 会	議 案 調 査 日	休 会	休 会	休 会	一般 会 計 決 算 特 別 委 員 会	一般 会 計 決 算 特 別 委 員 会	一般 会 計 決 算 特 別 委 員 会	一般 会 計 決 算 特 別 委 員 会	議 案 質 疑	休 会	休 会	休 会	常 任 委 員 会 (総務)	常 任 委 員 会 (福祉)	常 任 委 員 会 (建設)	常 任 委 員 会 (予備)	休 会	閉 会	閉 会								

## 令和8年の会期日程（修正案）

令和8年2月定例会

2月												3月																	
18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
水	木	金	土	日	月 ・ 祝	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
開 会	議 案 調 查 日	休 会	休 会	休 会	休 会	代 表 質 問	代 表 質 問	一 般 會 計 予 算 特 別 委 員 會	一 般 會 計 予 算 特 別 委 員 會	休 会	休 会	一 般 會 計 予 算 特 別 委 員 會	議 案 質 疑	常 任 委 員 會 ( 福 祉 )	常 任 委 員 會 ( 總 務 )	常 任 委 員 會 ( 建 設 )	P M 一 般 會 計 予 算 特 別 委 員 會	A M 一 般 會 計 予 算 特 別 委 員 會 ( 予 備 )	一 般 質 問	一 般 質 問	一 般 質 問	一 般 質 問 ※	休 会	休 会	休 会	休 会	閉 會		

※午後2時開議

## 令和8年6月定例会

6月																				
4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
開 會	議案調查日	休 會	休 會	議案質疑	常任委員會（總務）	常任委員會（福祉）	常任委員會（建設）	常任委員會（予備）	休 會	休 會	一般質問	一般質問	一般質問	休 會	休 會	休 會	休 會	閉 會		

令和8年9月定例会

8月					9月															
27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
開 會	議案調查日	休 會	休 會	一般會計決算特別委員會	一般會計決算特別委員會	一般會計決算特別委員會	一般會計決算特別委員會	議案質疑	休 會	休 會	常任委員會（總務）	常任委員會（總務）	一般質問	一般質問	休 會	休 會	一般質問	休 會	閉 會	